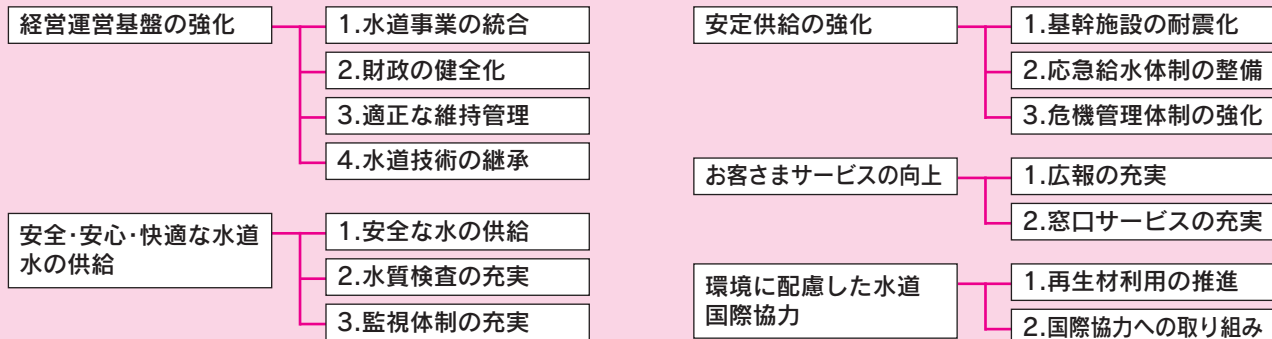


# 長浜市地域水道ビジョンを策定しました

合併後の長浜市には、大小様々な水道事業が数多く点在しています。このたび、水道事業の抱える問題点や課題を整理し、将来の見通しを評価したうえで、水道事業の統合も含めた目指すべき将来像と、その実現のための具体的方策を示した「長浜市地域水道ビジョン」を策定しました。今後10年間の目標として、このビジョンをもとに整備等を進めます。

## 基本理念 安全・安心・快適な水道 ～長浜の未来とともに～

### 長浜地域水道ビジョンの目標



それぞれの地域ごとに事業統合し、長浜水道企業団に近い区域から3段階に分けて企業団への統合を進めます。

問 上下水道課 (☎65-1600)

## 市職員を募集します

職種	採用予定人員	受験資格
保育士職・幼稚園教諭職	5人程度	次のいずれにも該当する人 ア 昭和47年4月2日以降に生まれた人 イ 保育士の登録をした人(平成24年3月31日までに登録見込みの人を含む) ウ 幼稚園教諭1種または2種の免許状を有する人(平成24年3月31日までに取得する見込みの人を含む)

■第1次試験日 2月18日(土) ■申込受付期限 2月3日(金)  
※受験申込書は長浜市役所(本庁および支所)にあります。市ホームページからダウンロードすることもできます。  
★受験申込書を郵送で請求する場合は封筒の表に「保育士職・幼稚園教諭職受験申込書請求」と朱書きし、あて先を明記した返信用封筒(角形2号=33cm×24cmの封筒に120円切手を貼ったもの)を同封して、下記の間合せ先まで送付してください。  
問 長浜市職員選考委員会(長浜市役所 人事課内 ☎65-6502 〒526-8501長浜市高田町12番34号)

## 市臨時職員を募集します

職種	採用予定人員	応募資格
保育士・幼稚園教諭 常勤職員	16人程度	平成24年3月31日現在、保育士資格または幼稚園教諭免許を取得または取得見込みで、平成24年4月1日から勤務できる人
幼稚園 非常勤職員	10人程度	平成24年3月31日現在、幼稚園教諭免許を取得または取得見込みで、平成24年4月始業式前日から勤務できる人

■面接日 2月11日(土) ※長浜公共職業安定所(☎62-2030)へ直接申込みください。  
問 教育委員会幼児課(浅井支所内 ☎74-3704)

## 長浜市病院事業改革プラン〔改訂版〕(素案)への意見を募集します

市立長浜病院および長浜市立湖北病院は、地域の基幹的な公立医療機関として、地域において必要な医療を安定的かつ継続的に提供していくことを目的に、平成21年3月にそれぞれの病院改革プランを策定しました。策定後、平成22年1月の1市6町合併や医療社会情勢の変化、収支計画等の修正、また、現行プランが平成23年度で最終年度を迎えるなど、プランの見直しが必要となりました。

このたび、改訂版(素案)がまとまりましたので、市民の皆さんから広く意見を募集します。  
【募集期間】1月10日(火)～2月8日(水)  
【閲覧場所】市立長浜病院経営企画課、長浜市立湖北病院管理課、市政情報コーナー(市役所本館1階)、市立長浜病院ホームページ(<http://www.biwa.ne.jp/~nch/>)、長浜市立湖北病院ホームページ(<http://www.ikbk.jp/>)  
【提出方法】任意の様式に住所・氏名・電話番号を明記し、直接持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかで下記まで

提出先・問合せ先 市立長浜病院経営企画課(〒526-8580 長浜市大茂亥町313番地 ☎68-2325、FAX65-1259、Eメールnch@mx.biwa.ne.jp)

## 長浜市しょうがい福祉プラン(素案)への意見を募集します

市では、しょうがいのある人に対する支援等を推進するため、「長浜市しょうがい者計画」・「長浜市しょうがい福祉計画」を改定し、新たに「長浜市しょうがい福祉プラン」の策定に取り組んでいます。このたび、素案がまとまりましたので、市民の皆さんから広く意見を募集します。

【募集期間】1月19日(木)～2月17日(金)  
【閲覧場所】しょうがい福祉課、各支所福祉生活課、市政情報コーナー、市ホームページ(<http://www.city.nagahama.shiga.jp>)  
【提出方法】任意の様式に住所・氏名・電話番号を明記し、直接持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかで下記まで

提出先・問合せ先 しょうがい福祉課(〒526-0031 長浜市八幡東町632番地、☎65-6518、FAX64-1767、Eメールshougai@city.nagahama.lg.jp)

## 長浜市歴史的風致維持向上計画(変更案)への意見を募集します

市では、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)」に基づく「長浜市歴史的風致維持向上計画」により、長浜ならではの情緒やたたずまいを大切にしたい歴史まちづくりに取り組んでいます。

平成22年1月の市町合併により市域が拡大し、長浜市はより多くの歴史資源を有するようになったため、これまで計画の変更作業を進めてきました。

このたび、長浜市歴史的風致維持向上計画の変更案がまとまりましたので、市民の皆さんから広く意見を募集します。

- 新たに追加する歴史的風致
  - ①竹生島にみる歴史的風致
  - ②街道にみる歴史的風致
  - ③観音信仰にみる歴史的風致
  - ④奥琵琶湖にみる歴史的風致
  - ⑤野神信仰にみる歴史的風致

※歴史的風致とは  
「地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」(歴史まちづくり法第1条)と定義されています。



【募集期間】1月23日(月)～2月22日(水)  
【閲覧場所】都市計画課窓口、市政情報コーナー(本庁、各支所)、市ホームページ(<http://www.city.nagahama.shiga.jp>)  
【提出方法】任意の様式に住所・氏名・電話番号を明記し、直接持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかで下記まで

提出先・問合せ先 都市計画課(〒526-0031 長浜市八幡東町632番地、☎65-6562、FAX65-6540、Eメールtoshikei@city.nagahama.lg.jp)